

買受者の各種手続きのご案内

買受者の各種手続きについて、下記のとおりご案内いたします。

共販に関する規定は、本会「木材共販規程」をご一読ください。

1. 新規買受者の登録手続き

- ①入札保証金積立申込書 …… 記入・押印をお願いします。
- ②木材業者登録証（写） …… 在住県登録証(県知事名で発行)の写しをご準備下さい。
在住県に木材業登録システムがない場合等は、貴社・貴店の登記簿謄本の写しをご準備下さい。
- ③共販入札保証金 10万円 …… 本会までご入金をお願いします。
振込先 栃木県森林組合連合会 (トキカクシリンクミアルノカウイ)
足利銀行本店 普通預金 No.22712
※振込手数料はご負担をお願いいたします。



①②を本会木材流通課宛に送付して下さい。

保証金及び必要書類の到着が本会にて確認できた日に登録手続きを行い「共販入札保証金預証」を発行いたします。買受者登録内容の変更や解約手続きに必要ですので大切に保管して下さい。

2. 登録内容の変更手続き

- ①変更届 …… 記入・押印をお願いします。
- ②共販入札保証金預証 …… 会社名変更の場合は必要です。紛失して添付できないときは、「共販入札保証金預証紛失届」も必要です。
- ③会社名・代表者名・住所等の変更は、内容を確認できる謄本等(写)の添付が必要な場合がありますので、ご連絡ください。



①②（及び③）を本会木材流通課宛に送付して下さい。

会社名変更の場合は、新しい「共販入札保証金預証」を発行いたします。

3. 共販入札保証金預証をなくしたとき

- ①共販入札保証金預証再発行届 …… 記入・押印をお願いします。



①を本会木材流通課宛に送付して下さい。「共販入札保証金預証」を再発行いたします。

4. 登録を解約するとき

- ①入札保証金解約通知書 …… 記入・押印をお願いします。
- ②共販入札保証金預証 …… 紛失して添付できないときは、「共販入札保証金紛失届」が必要です。
- ③解約通知書の内容が積立申込の内容と異なる場合、変更届・内容を確認できる謄本等(写)が必要になることがありますのでご連絡ください。



- ①②（及び③）を本会木材流通課宛に送付して下さい。

本会に必要な書類到着後に解約手続きを行い、解約した保証金を指定口座に送金いたします。

5. その他

- ・本会は適格請求書発行事業者の登録が完了しております。登録番号：T8 0600 0500 0668
詳細は、別紙「《買受業者のみなさま》インボイス制度について」をご参照下さい。
- ・ご不明な点などございましたら木材流通課までお問い合わせください。



栃木県森林組合連合会 木材流通課
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町8-22
Tel : 028-637-1450
Fax : 028-637-1454
URL <http://www.tochimori.or.jp>
E-mail info@tochimori.or.jp (R5.6)